

議事事務局告示第二号

広島県議事事務局の職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十日

広島県議事議長 中 本 隆 志

広島県議事事務局の職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

広島県議事事務局の職員の職の設置に関する規程（昭和四十八年議事事務局告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(書記の職)                      第三条 (略)                      一一五 (略)                      六一九 (略)                      一一二 (略)</p> <p>2 前項第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる職の職務は、広島県議事事務局条例（昭和二十五年広島県条例第八十号）及び広島県議事事務局の組織に関する規程（昭和三十二年制定）に定めるところによる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第一項第十一号及び第十二号に掲げる職にある者は、上司の命を受け、事務に従事する。</p>	<p>(書記の職)                      第三条 (略)                      一一五 (略)                      六 課長補佐                      七 課長 (略)                      十一 事業調整員                      一一四 (略)</p> <p>2 前項第一号、第二号及び第四号から第十二号までに掲げる職の職務は、広島県議事事務局条例（昭和二十五年広島県条例第八十号）及び広島県議事事務局の組織に関する規程（昭和三十二年制定）に定めるところによる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第一項第十三号及び第十四号に掲げる職にある者は、上司の命を受け、事務に従事する。</p>

附則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。